

第517回岡山地方最低賃金審議会資料一覧

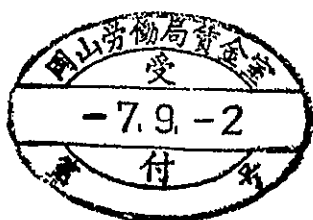
資 料 目 次

- 1 異議申出書 資料No. 1
 - (1) 「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書
(労働組合岡山マスカットユニオン)
 - (2) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書
(岡山県労働組合会議)
 - (3) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書
(生協労組おかやま)
 - (4) 岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議の申出
(岡山県高等学校教職員組合)
 - (5) 2025年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出
(岡山県医療労働組合連合会)
 - (6) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書
(岡山医療生協労働組合)
 - (7) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書
(岡山県労働組合岡山地域会議)
- 2 令和7年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 資料No. 2

岡山労働局長 森實 久美子 殿

2025 年 9 月 2 日

「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書



岡山市北区岩倉
労働組合 岡山マスカット
090-4693-
執行委員長

2025 年 8 月 20 日、岡山地方最低賃金審議会は、8 月 4 日の中央最低賃金審議会の答申である「時給 63 円引き上げ」を僅かに 2 円だけ上乘せした額の「65 円引き上げ」を答申しました（時給 982 円⇒1,047 円）。

「6.62%」程度の「引き上げ」では、使用者側が労働者に対する労働強化によって簡単に取り戻してしまえる額です。昨今の生活必需品の値上げラッシュの中では実質的に引き下げです。

そもそも、現在の最低賃金の水準では、労働者は生活できません。特にウクライナ戦争開戦以降、食糧、エネルギーなどの価格は急激に高騰を続け、物価高が労働者の生活を確実に脅かしており、「最低賃金」の基準ストレスで働く労働者が、もはや生活できないまでに追い込まれています。最低賃金を、労働者の生活可能な水準にまで大幅に引き上げる措置が、即刻に必要です。

最低賃金の決定は、最低賃金すれすれで雇用されている労働者の「必要」を前提にした、低賃金の労働者を主体とした、大衆的な議論によるべきものです。

私たちは、あくまでも「最低賃金時給 1900 円以上」を要求し、岡山労働局長に対して、以下のとおり異議を申し立てます。

1. 早急に最低賃金の時給を「1900 円」以上とすること。且つ、その金額が税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1700 円」以上であること。
2. いわゆる「非正規」雇用、日雇などといった、期間が限定され雇用の不安定な労働者については、労働時間が本意に短く抑えられている場合が多く、社会保険なども整備されていない職場も多いので、生活安定のため早急に最低賃金を 1 よりも大幅に高い水準とすること。
3. 最低賃金審議会で為された議論については、「専門部会」の全てをも含めた）全ての審議を全面的に公開し、市民に対する公聴会の開催、議事録の全面公開など、労働者市民に開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
4. いわゆる「ワーキングプア」とよばれる層の労働者に関わる機会が比較的多いユニオン、合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に 2 人以上選任して、当事者の声を反映させる措置を早急に実現すること。
5. 各地方最低賃金審議会の開催の予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、マスコミ（特に地方新聞）で広報し、労働者に広く参加をよびかけ、周知させること。
6. 2～5 のために、広範囲な労働者階級、貧困層からの意見陳述を含めた審議のために使う時間の枠を増やすこと。審議の会場には、傍聴者が多く入場できるように、広い公共施設を使用すること。

7. 各年度の最低賃金の改定には、物価の上昇を忠実に反映させること。
8. できるだけ早く、1から8の方向で、(最低賃金の保障を目的とする助成金制度等の創設、拡充と一体のものとして) 全国、全産業で同一(もちろん、国籍、性別などによる差別は禁止)である新しい最低賃金制度を一日も早く確立するよう、内閣、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

理由

- 1: 憲法 25 条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の内容は、人間がただ単に「飢えて死なない」最低限度の水準であればよいというのではなく、家族や友人と「ささやかなぜいたく」を楽しむことの可能な賃金が保障されるということである。
- 2: 多くの労働者が、現行の水準の最低賃金では安心して暮らすことができず、最低賃金を多少上回っていても「最低限度の生活」は絶対にできないのが実情であること。
- 3: 企業に対しては「業務改善助成金」、「働き方改革推進支援助成金」など、賃金底上げを条件とした助成金制度が既に幾つかあるのに、現在の日本においては「最低賃金を大幅に上回る水準」を直接保障する所得保障制度は存在していないこと。
- 4: 最低賃金の水準が低いままに抑え込まれていることが、年金・保険制度の空洞化、崩壊状態につながっていること。
- 5: 今日、賃金は一部の業種では上昇しているようにも言われているが、「正規雇用」の数は多くなく、派遣か契約社員などの「非正規」雇用が多い。最低賃金ギリギリの賃金は「非正規」雇用の労働者に適用されることが多く、労働者の生存を守るためには大幅な最低賃金の底上げがどうしても必要であること。
- 6: 「労働者代表」として任命される委員は大労組出身者が殆どであり、当事者である「ワーキングプア」とよばれる貧困層の労働者が、審議会の議論で実質的に「蚊帳の外」に置かれたままであるのは、完全に不公平、不正義であること。
- 7: 事実上の「第三次世界大戦」と言われるウクライナ戦争の開戦以降、世界経済における供給網、物流などに混乱が拡大したことによって、食糧、エネルギーなどの価格は高騰を続けており、物価高が労働者の生活を確実に脅かしており(特に本年は主食のお米の価格高騰)、多くの労働者は現在の最低賃金の基準では生存できないほど追い込まれていること。最低賃金を大幅に引き上げる措置が早急に必要であること。

以上

岡山労働局長
森實 久美子 様



2025 年 9 月 3 日
岡山県労働組合会議
議長 XXXXXXXXXX

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2025 年 8 月 20 日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

今回の答申は、審議の経過と内容及び結果に重大な疑義があり、到底認められない。本審議会並びに専門部会に差し戻し、改めて岡山地方最低賃金審議会の独自性を発揮した審議を求めます。

2. 異議の理由

(1) 65 円の引き上げでは不十分である

今回目安額 63 円に対して+2 円の 65 円が示されたことは、大きく評価できます。しかしながら、労働者の生計費という視点で考えたら、65 円の引き上げはあまりに不十分であると言わざるを得ません。

仮に 1,047 円で 173.8 時間働いた場合月収は 18 万 1,968 円、年収 218 万 3,623 円となりワーキングプア水準ぎりぎりです。現在の物価水準を考えると、年収 300 万円以下でワーキングプアと言っても過言ではありません。

岡山県労働組合会議が、2025 年 1 月時点を実施した、第 2 回最低生計費試算調査の結果、岡山で 20 代単身者が生活するためには、月額 27 万円以上、時間額 1,800 円以上（150 時間労働）必要であるとの結論を得ました。今回の最賃改定額と比較すると、753 円もの差があります。

173.8 時間労働で換算すると、時間額は 1,500 円以上必要という結果になります。今回の最賃改定額と比較すると、453 円の差です。

最低生計費試算調査は、コロナ禍、ウクライナ戦争、物価高騰という経済状況の変化を

	岡山市男性	岡山市女性
消費支出	196,114円	200,199円
食費	46,612円	39,610円
住居費	41,667円	41,667円
光熱・水道	8,269円	13,065円
家具・家事用品	4,867円	5,201円
被服・雑物	7,171円	8,189円
保健医療費	1,136円	2,441円
交通・通信	33,077円	33,077円
教養娯楽	28,417円	28,510円
理美容費	4,169円	7,316円
身の回り用品	879円	1,273円
その他	19,850円	19,850円
非消費支出	57,535円	57,535円
予備費	19,600円	20,000円
最低生計費	税等抜き月額	215,714円
	税等込み月額	273,249円
	税等込み年額	3,278,988円
必要最低賃金額 (173.8 時間換算)		1,572円
必要最低賃金額 (150 時間換算)		1,852円

考慮したものであり、持ち物調査、市場価格調査なども実施しています。そのため労働者の生活実態に即した結果となっています。

労働者の生計費を原則とするなら、少なくとも 1,500 円以上の改定を行うべきであると考えます。

(2) 2025 年 12 月 1 日発効では遅すぎる

これまで改定最低賃金の発効は 10 月 1 日を原則とし、遅くとも 10 月初旬には発効となっていました。しかし、今回の答申では企業の事務手続きが必要であること、つまり企業負担が大きいことを考慮して、準備期間が必要との考えから 2 カ月も遅い 12 月 1 日発効とされています。

最低賃金法第一条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、「発効の遅延・先送り」は労働者保護と生存権保障を第一義的な目的を反故にする行為であり、最低賃金制度を形骸化するもので許されません。

また、今回の答申では、公益委員から具体的にどのような手続きをしていくことが必要であると考えるのが示されていないばかりか、使用者側委員も負担が大きいというだけで、最賃引き上げを実施するためにどのような経営努力が必要であり、企業として何をすべきであると考えているのが示されておらず、12 月 1 日発効とする根拠がありません。

さらに、これまでの審議で使用された資料は 4 月時点でのデータに基づいたものとなっています。8 カ月先の 12 月では経済情勢は大きく変化している可能性が高く、65 円引き上げの前提となっている資料的根拠が意味をなさなくなります。

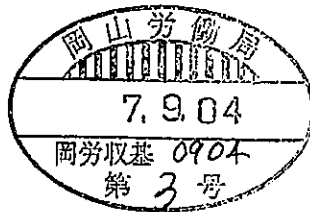
発効が 12 月 1 日になることで労働者にとっては 2 万 2,594 円の損失（計算方法：982 円×173.8 時間×2 カ月＝34 万 1,343 円と 1047 円×173.8 時間×2 カ月＝36 万 3,937 円の差額）となります。これは、労働者の期待を裏切り、働く意欲を奪うものに他なりません。

発効の遅延・先送りは、消費を一段と冷え込ませ、県内経済を悪化させることにつながり、人口・労働力の流出に拍車をかけ、企業にとってもマイナス面が大きくあります。

最低賃金の即時・大幅引き上げは待ったなしの課題です。決定権者として労働者・労働組合の声にこたえ、「2025 年 12 月 1 日」とした発効日について再考し、これまで同様に、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施することを重ねて求めます。

以 上

岡山労働局長
森實 久美子 様



2025 年 9 月 3 日
生協労組おかやま
副委員長 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2025 年 8 月 20 日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

今回の答申は、審議の経過と内容及び結果に重大な疑義があり、到底認められない。本審議会並びに専門部会に差し戻し、改めて岡山地方最低賃金審議会の独自性を発揮した審議を求めます。

2. 異議の理由

(1) 低すぎる引上げ額

目安額 63 円に 2 円の引き上げをし、65 円の答申が出されたことに対し、全く足りないと言わざるをえません。岡山県労働組合会議が実施した最低生計費試算調査結果では、25 歳独身男性が自立した暮らしをするためには時給 1800 円以上が必要という結果が出ています。

低すぎる最低賃金が、暮らしを圧迫し、物の買えない人を増やし、日々の生活に我慢と将来への不安を抱える暮らしを強いています。また、地方から都市部への人口流出が止まらず、事業所では人手不足の解消が継続的な課題になっています。

多くの労働者が衣類を我慢しても、食料品は質や量を落として購入しているのが現実です。食料品では企業の価格転嫁が進んでいる一方、労働者の実質賃金が上がっていません。最低賃金を早期に 1500 円への引き上げの改定を行うべきと考えます。

(2) 遅すぎる発効日による影響が大きい

最賃の引き上げに関して、発効日を 12 月 1 日に設定したことに対して再考をお願いします。通常は 10 月上旬であり、審議が延びたとは言え 2 ヶ月も後退させることによる収入への影響が大きいと考えます。

時給者は 12 月まで低い最賃で働くことになり、収入減になります。9 月 1 日から食料品が値上げされ、電気代の値上げも待ち受けています。1 日でも早く最賃の引き上げが必要な時に関わらず、事務手続きのために 2 ヶ月も発効を遅らせることは到底納得できません。

引き上げ額を年間で単純計算した場合、発効日が2ヶ月遅れたことで22,880円の減収になることが分かります。

$65 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間} \times 22 \text{ 日} \times 12 \text{ ヶ月} = 137,280 \text{ 円}$

$65 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間} \times 22 \text{ 日} \times 10 \text{ ヶ月} = 114,400 \text{ 円}$

また年間114,400円の増収では、実質約54円の引き上げと同じではないでしょうか。発効日トリックと言わざるを得ない事態です。 $(54 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間} \times 22 \text{ 日} \times 12 \text{ ヶ月} = 114,048 \text{ 円})$
12月1日発効を撤回してください。

発効時期を遅らせる手段がまかり通るなら、最賃の引き上げ額が有名無実になってしまいます。12月1日の発行日を改め、少しでも早い発効日とするために審議のやり直しを求めます。

2025 年 9 月 3 日

岡山労働局長
森實 久美子 様



岡山県高等学校教職員組合
執行委員長 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議の申出

岡山地方最低賃金審議会は 8 月 20 日、岡山県最低賃金を 65 円引き上げて、1 時間 1,047 円に定めるよう答申しました。中央最低賃金審議会が示した引上げ額の目安である 63 円を 2 円上回る引上げ額であり、最低賃金がようやく 1,000 円を超えることとなりますが、私たちが求めた 1,800 円とは大きな開きがあります。

隣県の兵庫県 1,116 円(64 円引上げ、10 月 4 日から)、広島県 1,085 円(65 円引上げ、11 月 1 日から)と比較しても格差が縮小しておらず、改めて全国一律最低賃金制度が求められる状況です。

また、効力発生の日が、例年より大幅に遅い 12 月 1 日とされたことは、地域における労働者の生計費及び賃金を考慮して定められなければならないという最低賃金の趣旨に照らして、大きな問題があります。仮に、通常の事業の賃金支払能力を考慮したとしても、附帯事項に示されているとおり、生産性向上・経営支援のための各種助成金の改善など、中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策を実行することで、できるだけ早期に効力を発生させるべきです。

つきましては、次のとおり最低賃金審議会に再審議を求めるようお願いします。

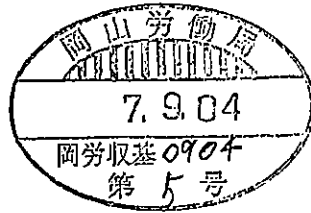
記

- 1 最低賃金を時間額 1,800 円以上に引き上げることを目指し、少なくとも隣県との格差を縮小させるような大幅な引き上げについて調査審議してください。
- 2 全国一律最低賃金制度の必要性について調査審議してください。
- 3 効力発生の日を早められないか調査審議してください。

2025年9月3日

岡山労働局長

森實 久美子 様



岡山県医療労働組合連合会

委員長

岡山市北区下伊福西町 1-53

TEL086-255-1140

2025年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月20日、岡山地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を65円引き上げ、1047円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、この間の公定価格抑制のもと、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされ、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、報酬の中で賃上げ支援策を盛り込みましたが、経営的な厳しさから、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、それどころか一時金の引き下げ回答が増えました。24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

そのような低報酬制度のもとで、医療・介護の現場にも多くの非正規雇用労働者がいます。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、暮らしを直撃しています。つきましては、今年度の岡山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 65円の引き上げでは不十分です。私たちが取り組んだ「最低生計費試算調査」では、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1800円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」はできません。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。
2. 私たち医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があります。全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 2025年12月1日発効では、実質54円の引き上げにしかありません。年間収入を、25年10月1日発効と25年12月1日発効とで比較すると、2か月遅れの65円の引き上げは、目安の63円を9円下回る54円相当の引き上げにとどまります。12月1日発効でも実質65円の引き上げとするには、+78円の引き上げ額となります。
4. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

岡山労働局長
森實 久美子 様



2025 年 9 月 3 日
岡山医療生協労働組合
中央執行委員長 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2025 年 8 月 20 日に岡山地方最低賃金審議会から答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1) 今回の岡山県最低賃金改定の 65 円引上げでは不十分です。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、この間一時金の引き下げ回答もありました。そのなかにおいても、私たちは国への働き掛けも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24 年の診療報酬と介護報酬改定に 24 年 2.5%、25 年 2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24 春闘、25 春闘では他産業が軒並み 5 ケタの賃上げが実施される中で、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠です。ついては、今年度の岡山県最低賃金の改正決定について、再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

2) 2025 年の発効日が 12 月 1 日では遅すぎます。

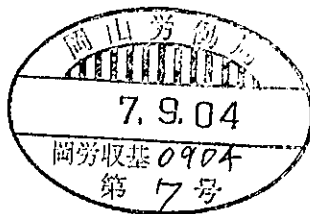
これまで改定最低賃金の発効は 10 月 1 日を原則とし 10 月初旬には発効となっていました。しかし、今回の答申では事務手続きが必要であること、つまり企業負担が大きいことを考慮して、準備期間が必要との考えから 2 カ月も遅い 12 月 1 日発効とされました。

その間も働いている労働者の賃金は通常より 2 か月も遅れて最賃額の変更となると、10 月 1 日発行の場合に比べて、 $65 \text{ 円} \times 150 \text{ 時間} \times 2 \text{ ヶ月} = 19,500 \text{ 円}$ となり、年収約 2 万円もの差が出ます。これは低賃金で働く労働者にとっては大きな差となるのです。

異議審査会は 9 月 5 日に開催され、その後の再審査の日程を考慮しても 9 月 21 日までに官報掲載することは可能であると考えられます。12 月 1 日の発効日を改め少しでも早い発効日とするために審議のやり直しを求めます。

以上

岡山労働局長
森實 久美子 様



2025 年 9 月 3 日
岡山県労働組合岡山地域会議
事務局長 [Redacted]

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2025 年 8 月 20 日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

今回の答申は、審議の経過と内容及び結果に重大な疑義があり、到底認められない。本審議会並びに専門部会に差し戻し、改めて岡山地方最低賃金審議会の独自性を発揮した審議を求めます。

2. 異議の理由

(1) 65 円の引き上げでは不十分である

今回目安額に対して+2 円の 65 円が示されたことは、評価できます。しかしながら、引き続き物価高の中での労働者の生計費という視点で考えると、65 円の引き上げはあまりに不十分であると言わざるを得ません。

仮に 1,047 円で 173.8 時間働いた場合月収は 18 万 1,968 円、年収 218 万 3,623 円となりワーキングプア水準ぎりぎりです。現在の物価水準を考えると、年収 300 万円でもワーキングプアと言っても過言ではありません。

岡山県労働組合会議が、2025 年 1 月時点で実施した、第 2 回最低生計試算調査の結果、岡山で 20 代単身者が生活するためには、月額 27 万円以上、時間額 1,800 円以上（150 時間労働）必要であるとの結論を得ました。今回の最賃改定額と比較すると、753 円もの開きがあります。

173.8 時間労働で換算しても、時間額は 1,500 円以上必要という結果になり、今回の最賃改定額と比較すると 453 円の差です。

最低生計費試算調査は、コロナ禍、ウクライナ戦争、物価高騰という経済状況の変化を考慮したものであり、持ち物調査、市場価格

	岡山市男性	岡山市女性
消費支出	196,114円	200,199円
食費	46,612円	39,610円
住居費	41,667円	41,667円
光熱・水道	8,269円	13,065円
家具・家事用品	4,867円	5,201円
被服・履物	7,171円	8,189円
保健医療費	1,136円	2,441円
交通・通信	33,077円	33,077円
教養娯楽	28,417円	28,510円
理美容費	4,169円	7,316円
身の回り用品	879円	1,273円
その他	19,850円	19,850円
非消費支出	57,535円	57,535円
予備費	19,600円	20,000円
最低生計費	税等抜き月額	215,714円 220,199円
	税等込み月額	273,249円 277,734円
	税等込み年額	3,278,988円 3,332,808円
必要最低賃金額 (173.8 時間換算)		1,572円 1,598円
必要最低賃金額 (150 時間換算)		1,822円 1,852円

調査なども実施しています。そのため労働者の生活実態に即した結果となっています。労働者の生計費を原則とするなら、少なくとも 1,500 円以上の改定を行うべきであると考えます。

（２）2025 年 12 月 1 日発効では遅すぎる

これまで改定最低賃金の発効は 10 月 1 日を原則とし、遅くとも 10 月初旬には発効となっていました。しかし、今回の答申では事務手続きが必要であること、つまり企業負担が大きいことを考慮して、準備期間が必要との考えから 2 カ月も遅い 12 月 1 日発効とされています。

最低賃金法第一条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、「発行の遅延・先送り」は第一義的目的である労働者保護と生存権保障を反故にする行為であり、最低賃金制度を形骸化するもので許されません。

また、今回の答申では、公益委員から具体的にどのような手続きをしていくことが必要であると考えるのが示されていないばかりか、使用者側委員も負担が大きいというだけで、最賃引き上げを実施するためにどのような経営努力が必要で企業として何をすべきであると考えているのが示されていません。労働者の暮らしは待ったなしです。具体的根拠なしに 2 カ月も先延ばしにすることは許されません。今年は事前より大幅な賃上げの可能性が取り沙汰されていたため、使用者側委員や公益委員としてもある程度の対策を考えて審議会に臨まれていたものと思われます。付帯決議も出たため、大いに活用していただきたいと考えます。

発行が 12 月 1 日になることで労働者にとっては 2 万 2,594 円の損失（計算方法：982 円×173.8 時間×2 カ月＝34 万 1,343 円と 1,047 円×173.8 時間×2 カ月＝36 万 3,937 円の差額）となります。年間で見ると、実質 65 円の賃上げは達成されていないことになります。これは、労働者の期待を裏切り、働く意欲を奪うものに他なりません。

加えて、岡山県が発行日を先延ばしにしたことが他県にも影響を与え、次々と発行を遅らせる県がうまれたこと、今後の発行日の決め方にも波及する恐れがあることの責任は重大です。好き勝手に発行日を決められるのであれば、中央審議会の目安の意味は薄まり、ますます労働者人口は流動的な動きを見せることになるでしょう。本当に労働者のことを考えてのやり方なのか、大いに疑問です。企業にとっても、労働力流出の問題だけでなく、消費を冷え込ませ県内経済を悪化させることにつながるこのやり方は、決して良いものではないと考えます。今回のことで、「最賃をいつ上げるかはっきりしない県」というメッセージを特に若い世代に向けて発信してしまうことは、これからの岡山県のイメージも大きく左右するのではないかと非常に懸念しています。

改めて、決定権者として労働者・労働組合の声にこたえ、「2025 年 12 月 1 日」とした発行日について再考し、例年どおり地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施することを重ねて求めます。

以 上

令和7年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

(A・Bランクの目安額63円)(Cランクの目安額64円)

R7.9.4時点

目安 ランク	都道府県名	引上げ額	目安との差額	審 申 さ れ た 改 定 予 定 額	改定前額	発効予定日
B	北海道	65	+ 2	1,075	1,010	令和7年10月4日
C	青 森	76	+ 12	1,029	953	令和7年11月21日
C	岩 手	79	+ 15	1,031	952	令和7年12月1日
B	宮 城	65	+ 2	1,038	973	令和7年10月4日
C	秋 田	80	+ 16	1,031	951	令和8年3月31日
C	山 形	77	+ 13	1,032	955	令和7年12月23日
B	福 島	(R7.9.5 10:00～ 本審開催 部会結審 1,033円 78円引上げ)				
B	茨 城	69	+ 6	1,074	1,005	令和7年10月12日
B	栃 木	64	+ 1	1,068	1,004	令和7年10月1日
B	群 馬	78	+ 15	1,063	985	令和8年3月1日
A	埼 玉	63	+ 0	1,141	1,078	令和7年11月1日
A	千 葉	64	+ 1	1,140	1,076	令和7年10月3日
A	東 京	63	+ 0	1,226	1,163	令和7年10月3日
A	神奈川	63	+ 0	1,225	1,162	令和7年10月4日
B	新 潟	65	+ 2	1,050	985	令和7年10月2日
B	富 山	64	+ 1	1,062	998	令和7年10月12日
B	石 川	70	+ 7	1,054	984	令和7年10月8日
B	福 井	69	+ 6	1,053	984	令和7年10月8日
B	山 梨	64	+ 1	1,052	988	令和7年12月1日
B	長 野	63	+ 0	1,061	998	令和7年10月3日
B	岐 阜	64	+ 1	1,065	1,001	令和7年10月18日
B	静 岡	63	+ 0	1,097	1,034	令和7年11月1日
A	愛 知	63	+ 0	1,140	1,077	令和7年10月18日
B	三 重	64	+ 1	1,087	1,023	令和7年11月21日
B	滋 賀	63	+ 0	1,080	1,017	令和7年10月5日
B	京 都	64	+ 1	1,122	1,058	令和7年11月21日
A	大 阪	63	+ 0	1,177	1,114	令和7年10月16日
B	兵 庫	64	+ 1	1,116	1,052	令和7年10月4日
B	奈 良	65	+ 2	1,051	986	令和7年11月16日
B	和歌山	65	+ 2	1,045	980	令和7年11月1日
C	鳥 取	73	+ 9	1,030	957	令和7年10月4日
B	島 根	71	+ 8	1,033	962	令和7年11月17日
B	岡 山	65	+ 2	1,047	982	令和7年12月1日
B	広 島	65	+ 2	1,085	1,020	令和7年11月1日
B	山 口	64	+ 1	1,043	979	令和7年10月16日
B	徳 島	66	+ 3	1,046	980	令和8年1月1日
B	香 川	66	+ 3	1,036	970	令和7年10月18日
B	愛 媛	77	+ 14	1,033	956	令和7年12月1日
C	高 知	71	+ 7	1,023	952	令和7年12月1日
B	福 岡	65	+ 2	1,057	992	令和7年11月16日
C	佐 賀	74	+ 10	1,030	956	令和7年11月21日
C	長 崎	78	+ 14	1,031	953	令和7年12月1日
C	熊 本	82	+ 18	1,034	952	令和8年1月1日
C	大 分	81	+ 17	1,035	954	令和8年1月1日
C	宮 崎	71	+ 7	1,023	952	令和7年11月16日
C	鹿児島	73	+ 9	1,026	953	令和7年11月1日
C	沖 縄	71	+ 7	1,023	952	令和7年12月1日
全国加重平均額					1,055	